

○ 関係通知

- 1 医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出等に係る取扱いについて〈抜粋・改正通知〉 . . . 2頁
平成30年11月12日付け医薬第1930号北海道保健福祉部
 地域医療推進局医務薬務課長通知

- 2 医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出等に係る取扱いについて〈抜粋〉 . . . 6頁
平成30年3月30日付け医薬第3491号北海道保健福祉部
 地域医療推進局医務薬務課長通知

医 薬 第 1 9 3 0 号
平成30年11月12日

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出等に係る取扱いについて
このことについて、平成30年11月12日付け医薬第1929号の発出及び平成30
年7月25日施行の医療法改正に伴い、次のとおり既往通知を改正したのでお知らせする
とともに、貴管内の郡市医師会あてに周知願います。

記

1 改正理由

- (1) 病床設置の届出を予定している計画について、診療所所在地を所管する地域医療構
想調整会議の協議概要及びそれを受けての医療機関の対応内容の提出を求めることと
したこと。
- (2) 病院開設等計画に関する調整・指導において、「将来の病床数の必要量(必要病床数)」
を追加したこと。
- (3) その他所要の文言の整理

2 関連する既往通知の改正について

- (1) 「病院開設等に係る事務処理要領」（平成30年3月30日付医薬第3491号）を
別添1のとおり改正する。
- (2) 「「病院開設等に係る事務処理要領」の運用について」（平成30年3月30日付医薬
第3491号）を別添2のとおり改正する。

医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-350)
FAX 011-232-4108

病院開設等に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、病院の開設、増床若しくは病床種別の変更又は診療所の病床の設置、若しくは増床（以下「病院開設等」という。）に係る調整・指導等を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 病院開設等計画書の提出

- 1 病院開設等を行おうとする者は、第4の規定により適用除外となる場合を除き、その開設等を行う病院又は診療所の所在地（以下「開設地」という。）を所管する保健所長（当該開設地が地域保健法施行令第1条で定める保健所を設置する市の区域であるときは、当該市の市長。以下、「保健所長」という。）に、別記様式の病院開設等計画書を提出するものとする。
- 2 病院開設等計画書は、毎年、次の期間に提出するものとする。ただし、医療法施行令第3条の3の規定により病床設置の届出をしようとする場合の提出期間は別途定めることとし、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床を設置しようとする場合は、随時、計画書を提出できるものとする。

第1期 3月1日から3月31日まで

第2期 7月1日から7月31日まで

第3期 11月1日から11月30日まで

第3 病院開設等計画に関する調整・指導

- 1 保健所長は、第2の規定により病院開設等計画書を提出した者に対して、当該計画の内容及び熟度等を勘案の上、北海道医療計画（地域医療構想を含む。）の趣旨に沿った病院又は診療所の整備が行われるよう、必要な調整・指導を行うものとする。
- 2 前項の場合において、保健所長は、既存病床数が既に基準病床数又は必要病床数に達しているか、又は病院開設等により基準病床数又は将来の病床数の必要量（以下、「必要病床数」という。）を超えることとなるときは、市町村や医療関係団体等の意見を聴いた上で、必要に応じ、計画の中止又は病床数の削減などについて調整・指導を行うものとする。この場合において、一の第二次医療圏に複数の保健所が設置されている圏域（保健所及び保健所設置市が所在する圏域を含む。）にあっては、関係する保健所長が協議の上、その調整・指導を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項に定める調整・指導は、第2に定める病院開設等計画書の提出期間経過後1か月以内に行うものとする。
- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、精神病床に係る調整・指導、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る調整・指導及び医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している計画に係る調整・指導は保健福祉部長が行うものとし、この場合の病院開設等計画書は保健所長を経由して知事あてに提出するものとする。

第4 適用除外等

1. 次に掲げる病院開設等については、この要領は適用しない。
 - (1) 結核病床又は感染症病床の増床
 - (2) 病院又は診療所の病床種別の変更であって、一般病床から療養病床又は療養病床から一般病床に種別を変更する場合
 - (3) 病院又は診療所の開設者の変更であって、病床種別ごとの病床数の増加がない場合
 - (4) 病院又は診療所の移転であって、病床種別ごとの病床数の増加がない場合（一般病床又は療養病床を有する病院及び診療所にあつては、同一の第二次医療圏域内の移転に限る。）
 - (5) 同一の第二次医療圏域内において複数の病院又は診療所を開設する者が、当該同一圏域内の病院又は診療所間で病床を移動する場合
 - (6) 病院を廃止し、同一建物又は同一敷地内において有床診療所を開設する場合（開設する有床診療所の病床数が、廃止する病院の一般病床と療養病床の合計数を超えない場合に限る。）
 - (7) 医療法施行令第3条第1項の規定により、医療法第30条の11の規定が適用されない病院開設等（国等が開設するもの）
- 2 前項の場合においても、保健所長は、病院又は診療所の開設者に対し、必要な指導を行うものとする。

第5 その他

- 1 第3の規定により調整・指導が行われた後の病床数については、当該病院開設等に係る許可申請に対する許可若しくは不許可又は申請の取下げが行われるまでの間、又は、病院開設等計画書の取下げが行われるまでの間については、この要領上、既存病床数に含まれるものとして取り扱う。
- 2 この要領に定めのない事項については、必要の都度定めるものとする。

附 則（平成10年4月1日付け地医第188号）

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第2の第2項にかかわらず、平成10年に限り、病院開設等計画書は、次の期間に提出するものとする。
 - 第1期 7月1日から8月14日まで
 - 第2期 10月15日から11月30日まで

附 則（平成11年4月1日付け地医第189号）

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成14年9月26日付け地医第737号）

- 1 この要領は、平成14年9月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成19年2月15日付け医薬第1523号）

- 1 この要領は、平成19年2月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成19年3月23日付け医薬第1692号）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成20年1月16日付け医薬第1368号）

- 1 この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成30年3月29日付け医薬第3491号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月12日付け医薬第1930号）

- 1 この要領は、平成30年11月12日から施行する。

医 薬 第 3 4 9 1 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出に係る取扱いについて

医療法施行規則改正による有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に係る規定の見直しについては「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行についての一部改正について」（平成29年5月15日付け医薬第580号。以下「改正通知」という。）により通知したところです。

本年4月1日に改正省令が施行されることに伴い、次のとおり既往通知等を改正しましたのでお知らせするとともに貴管内の郡市医師会あてに周知願います。

記

1 改正内容

- (1) 改正省令施行後は、個々の計画について北海道医療審議会地域医療部会に諮ることとし、今年度のスケジュールについて別添1のとおりとしたこと。
- (2) 改正通知を踏まえ、「届出による一般病床の設置が可能な診療所の基準」を別添2のとおり改正したこと。
- (3) 病床の設置に当たり、地域の医療需要を踏まえる必要があることから、病床を設置しようとする診療所所在地の医師会長の意見書及び保健所長の意見書を求めることとしたこと。

なお、意見書は、地域の医療需要を踏まえた病床設置の必要性について記載するものであること。

2 関連する既往通知等の改正及び廃止について

- (1) 「届出による一般病床の設置が可能な診療所の基準」について（平成19年5月30日付医薬第395号）を廃止する。
- (2) 病院開設等事務処理要領（平成19年3月23日付医薬第1692号）を別添3のとおり改正する。
- (3) 「病院開設等に係る事務処理要領」の運用について」（平成19年3月23日付医薬第1693号）を別添4のとおり改正する。

医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-352)
FAX 011-232-4108

平成30年度医療法施行令第3条の3による診療所の病床設置のスケジュール

別添1

日程	日程	申請者	道庁	保健所
第1回	第2回			
30年4月23日～5月11日	30年10月15日～10月26日	①事前審査(注1) →		
30年4月23日～5月11日	30年10月15日～10月26日		②事前審査受付について保健所に通知 →	
審査終了後随時連絡	審査終了後随時連絡		← ③審査結果連絡	※審査が終了した段階で保健所に情報提供
30年6月4日～6月8日	30年11月19日～11月23日	④正式申請 →		
30年6月15日まで	30年11月30日まで			← ⑤申請書進達
			⑥郡市医師会の意見書及び保健所長の意見書提出依頼 →	
30年7月中	31年1月中			← ⑦郡市医師会の意見書及び保健所長の意見書送付
30年9月1日以降	31年3月1日以降		⑧結果通知 →	
30年9月1日以降	31年3月1日以降		←	⑨結果通知
30年9月1日以降	31年3月1日以降	⑩診療所開設許可申請又は開設変更許可申請 →		
30年9月1日以降	31年3月1日以降	⑪病床設置の届出 →		
30年9月1日以降	31年3月1日以降	⑫検査申請 →		

注1) 書類は原本の必要はないですが、不足書類や記入漏れがないようにしてください。

新旧対照表
 ○届出による一般病床の設置が可能な診療所の基準 (平成19年5月24日開催・北海道医療審議会)
 新

旧	新
<p>届出による一般病床の設置が可能な診療所の基準 (平成19年5月24日開催・北海道医療審議会)</p> <p>医療法第7条第3項、医療法施行令第3条の3及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づき、医療計画に記載されることが見込まれる診療所(届出による一般病床の設置が可能な診療所)の基準は次のアからウまでのいずれかにかに該当する診療所とする。</p> <p>ただし、下記アからウまでに該当しないものについては、個別の計画内容を北海道医療審議会に諮って決定する。</p> <p>ア 医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係 ○ 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出をしている診療所(届出予定を含む)</p> <p>イ 医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係 ○ 当該診療所の開設により「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれか一つが解消されること</p> <p>ウ 医療法施行規則第1条第7項第3号関係 ○ 次のいずれかにかに該当する診療所 ① 小児科又は小児外科を標ぼうし、小児の入院医療を行う診療所 ② 産科又は産婦人科を標ぼうし、周産期医療を行う診療所</p>	<p>届出による一般病床又は療養病床の設置が可能な診療所の基準 (平成19年5月24日開催・北海道医療審議会) 一部改正 (平成30年2月20日開催・北海道医療審議会)</p> <p>医療法第7条第3項、医療法施行令第3条の3及び医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に掲げる規定に基づき、北海道医療審議会の意見を聴き、北海道知事が認める診療所(届出による一般病床又は療養病床の設置が可能な診療所)の基準は次の(1)アからキ又は(2)のいずれかにかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所とする。</p> <p>(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</p> <p>ア 診療報酬上の在宅療養支援診療所の届出(届出予定を含む)をしている診療所</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入が年6件以上ある診療所</p> <p>ウ 患者からの電話の問い合わせに対し、常時対応できる診療所(診療報酬上の時間外対応加算1の届出をしている診療所)</p> <p>エ 入院患者の1割以上を他の急性期医療を担う病院の一般病棟から受け入れている診療所</p> <p>オ 診療所内で看取りを行う診療所</p> <p>カ 年間30件以上全身麻酔、脊髄麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施している診療所(手術を実施した場合に限る。分べんにおいて実施する場合は除く。)</p> <p>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡を行っている診療所</p> <p>(2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p>

新	旧
<p>第1 趣旨 この要領は、病院の開設、増床若しくは病床種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは増床（以下「病院開設等」という。）に係る調整・指導等を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 病院開設等計画書の提出 1 病院開設等を行おうとする者は、第4の規定により適用除外となる場合を除き、その開設等を行う病院又は診療所の所在地（以下「開設地」という。）を所管する保健所長（当該開設地が地域保健法施行令第1条で定める保健所を設置する市の区域であるときは、当該市の市長。以下、「保健所長」という。）に、別記様式の病院開設等計画書を提出するものとする。</p> <p>2 病院開設等計画書は、毎年、次の期間に提出するものとする。ただし、医療法施行令第3条の3の規定により病床設置の届出をしようとする場合の提出期間は別途定めることとし、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床を設置しようとする場合は、随時、計画書を提出できるものとする。</p> <p>第1期 3月1日から3月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第3 病院開設等計画に関する調整・指導 1 保健所長は、第2の規定により病院開設等計画書を提出した者に対して、当該計画の内容及び熟度等を勘案の上、北海道保健医療福祉計画の趣旨に沿った病院又は診療所の整備が行われるよう、必要な調整・指導を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、保健所長は、既存病床数が既に基準病床数に</p>	<p>第1 趣旨 この要領は、病院の開設、増床若しくは病床種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは増床（以下「病院開設等」という。）に係る調整・指導等を円滑かつ適切に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 病院開設等計画書の提出 1 病院開設等を行おうとする者は、第4の規定により適用除外となる場合を除き、その開設等を行う病院又は診療所の所在地（以下「開設地」という。）を所管する保健所長（当該開設地が地域保健法施行令第1条で定める保健所を設置する市の区域であるときは、当該市の市長。以下、「保健所長」という。）に、別記様式の病院開設等計画書を提出するものとする。</p> <p>2 病院開設等計画書は、毎年、次の期間に提出するものとする。ただし、医療法施行令第3条の3の規定により病床設置の届出をしようとする場合及び医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床を設置しようとする場合は、随時、計画書を提出できるものとする。</p> <p>第1期 3月1日から3月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第3 病院開設等計画に関する調整・指導 1 保健所長は、第2の規定により病院開設等計画書を提出した者に対して、当該計画の内容及び熟度等を勘案の上、北海道保健医療福祉計画の趣旨に沿った病院又は診療所の整備が行われるよう、必要な調整・指導を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、保健所長は、既存病床数が既に基準病床数に</p>

達しているか、又は病院開設等により基準病床数を超えることとなるときは、市町村や医療関係団体等の意見を聴いた上で、必要に応じ、計画の中止又は病床数の削減などについて調整・指導を行うものとする。この場合において、一の第二次保健医療福祉圏に複数の保健所が設置されている圏域（保健所及び保健所設置市が所在する圏域を含む。）にあつては、関係する保健所長が協議の上、その調整・指導を行うものとする。

3 第1項及び第2項に定める調整・指導は、第2に定める病院開設等計画書の提出期間経過後1か月以内に行うものとする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、精神病床に係る調整・指導、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る調整・指導及び医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している計画に係る調整・指導は保健福祉部長が行うものとし、この場合の病院開設等計画書は保健所長を経由して知事あてに提出するものとする。

第4 適用除外等

1 次に掲げる病院開設等については、この要領は適用しない。

- (1) 結核病床又は感染症病床の増床
- (2) 病院又は診療所の病床種別の変更であつて、一般病床から療養病床又は療養病床から一般病床に種別を変更する場合
- (3) 病院又は診療所の開設者の変更であつて、病床種別ごとの病床数の増加がない場合
- (4) 病院又は診療所の移転であつて、病床種別ごとの病床数の増加がない場合（一般病床又は療養病床を有する病院及び診療所にあつては、同一の第二次保健医療福祉圏内の移転に限る。）
- (5) 同一の第二次保健医療福祉圏域内において複数の病院又は診療所を開設する者が、当該同一圏域内の病院又は診療所間で病床を移動する場合

(6) 病院を廃止し、同一建物又は同一敷地内において有床診療所を開設する場合（開設する有床診療所の病床数が、廃止する病院の一般

達しているか、又は病院開設等により基準病床数を超えることとなるときは、市町村や医療関係団体等の意見を聴いた上で、必要に応じ、計画の中止又は病床数の削減などについて調整・指導を行うものとする。この場合において、一の第二次保健医療福祉圏に複数の保健所が設置されている圏域（保健所及び保健所設置市が所在する圏域を含む。）にあつては、関係する保健所長が協議の上、その調整・指導を行うものとする。

3 第1項及び第2項に定める調整・指導は、第2に定める病院開設等計画書の提出期間経過後1か月以内に行うものとする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、精神病床に係る調整・指導、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る調整・指導及び医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している計画に係る調整・指導は保健福祉部長が行うものとし、この場合の病院開設等計画書は保健所長を経由して知事あてに提出するものとする。

第4 適用除外等

1 次に掲げる病院開設等については、この要領は適用しない。

- (1) 結核病床又は感染症病床の増床
- (2) 病院又は診療所の病床種別の変更であつて、一般病床から療養病床又は療養病床から一般病床に種別を変更する場合
- (3) 病院又は診療所の開設者の変更であつて、病床種別ごとの病床数の増加がない場合
- (4) 病院又は診療所の移転であつて、病床種別ごとの病床数の増加がない場合（一般病床又は療養病床を有する病院及び診療所にあつては、同一の第二次保健医療福祉圏内の移転に限る。）
- (5) 同一の第二次保健医療福祉圏域内において複数の病院又は診療所を開設する者が、当該同一圏域内の病院又は診療所間で病床を移動する場合

(6) 病院を廃止し、同一建物又は同一敷地内において有床診療所を開設する場合（開設する有床診療所の病床数が、廃止する病院の一般

病床と療養病床の合計数を超えない場合に限る。)

(7) 医療法施行令第3条第1項の規定により、医療法第30条の11の規定が適用されない病院開設等(国等が開設するもの)

2 前項の場合においても、保健所長は、病院又は診療所の開設者に対し、必要な指導を行うものとする。

第5 その他

1 第3の規定により調整・指導が行われた後の病床数については、当該病院開設等に係る許可申請に対する許可若しくは不許可又は申請の取下げが行われるまでの間、又は、病院開設等計画書の取下げが行われるまでの間については、この要領上、既存病床数に含まれるものとして取り扱う。

2 この要領に定めのない事項については、必要の都度定めるものとする。

附 則 (平成10年4月1日付け地医第188号)

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

2 第2の第2項にかかわらず、平成10年に限り、病院開設等計画書は、次の期間に提出するものとする。

第1期 7月1日から8月14日まで

第2期 10月15日から11月30日まで

附 則 (平成11年4月1日付け地医第189号)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成14年9月26日付け地医第737号)

1 この要領は、平成14年9月26日から施行する。

2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

病床と療養病床の合計数を超えない場合に限る。)

(7) 医療法施行令第3条第1項の規定により、医療法第30条の11の規定が適用されない病院開設等(国等が開設するもの)

2 前項の場合においても、保健所長は、病院又は診療所の開設者に対し、必要な指導を行うものとする。

第5 その他

1 第3の規定により調整・指導が行われた後の病床数については、当該病院開設等に係る許可申請に対する許可若しくは不許可又は申請の取下げが行われるまでの間、又は、病院開設等計画書の取下げが行われるまでの間については、この要領上、既存病床数に含まれるものとして取り扱う。

2 この要領に定めのない事項については、必要の都度定めるものとする。

附 則 (平成10年4月1日付け地医第188号)

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

2 第2の第2項にかかわらず、平成10年に限り、病院開設等計画書は、次の期間に提出するものとする。

第1期 7月1日から8月14日まで

第2期 10月15日から11月30日まで

附 則 (平成11年4月1日付け地医第189号)

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成14年9月26日付け地医第737号)

1 この要領は、平成14年9月26日から施行する。

2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成19年2月15日付け医薬第1523号)

- 1 この要領は、平成19年2月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成19年3月23日付け医薬第1692号)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成20年1月16日付け医薬第1368号)

- 1 この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日付け医薬第3491号)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月15日付け医薬第1523号)

- 1 この要領は、平成19年2月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成19年3月23日付け医薬第1692号)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出のあった病院開設等計画に関する調整・指導については、従前の例により取り扱うものとする。

附 則 (平成20年1月16日付け医薬第1368号)

- 1 この要領は、平成20年1月16日から施行する。

○「病院開設等に係る事務処理要領」の運用について（平成19年3月23日付け医薬第1693号）

新

旧

1 病院開設等計画の審査

(1) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長（開設地が保健所設置市の区域であるときは当該市の市長。以下、「保健所長」という。）は、病院開設等計画の内容が北海道保健医療福祉計画の趣旨に沿っているか、医療法など関係法令に照らして妥当であるか、土地や建物の確保、医療従事者の確保、資金計画などの面で実効性があるか、などについて十分審査を行うものとし、その結果について別紙1の「病院開設等計画の審査結果」（以下「審査結果」という。）及び別紙2の「病院開設等計画の概要」（以下「計画の概要」という。）に取りまとめるとする。

(2) (1)の審査を行うに当たっては、病院開設等計画書の提出があった都度、必要に応じて当該計画書の提出者から、病院開設等の目的・必要性、新設又は増床する病床数の算出の考え方、土地や建物の確保状況、医療従事者の確保の見通しなどについて聴取を行うものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、精神病床に係る病院開設等計画、医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る病院開設等計画及び医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している病院開設等計画については、審査結果及び計画の概要の作成を要しない。

2 病院開設等計画書の送付

(1) 複数保健所設置等圏域の保健所長は、提出を受けた計画書に審査結果及び計画の概要を添付の上、病院開設等に係る事務処理要領（平成30年3月29日付け医薬第3491号。以下「病院等事務処理要領」という。）の第2の第2項で定める病院開設等計画書の提出期間経過後概ね10日以内に、当該圏域の中心的保健所の所長（以下「中心的保健所長」という。）に送付するものとする。

この場合において、中心的保健所長は、圏域全体分の計画書、審査結果及び計画の概要を取りまとめるとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、精神病床に係る病院開設等計画及び医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る病院開設等計画については、審査結果及び計画の概要の作成を要せず、これらの計画書の提出を受けた保健所長は、計画書の提出を受けた日から概ね5日以内

1 病院開設等計画の審査

(1) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長（開設地が保健所設置市の区域であるときは当該市の市長。以下、「保健所長」という。）は、病院開設等計画の内容が北海道保健医療福祉計画の趣旨に沿っているか、医療法など関係法令に照らして妥当であるか、土地や建物の確保、医療従事者の確保、資金計画などの面で実効性があるか、などについて十分審査を行うものとし、その結果について別紙1の「病院開設等計画の審査結果」（以下「審査結果」という。）及び別紙2の「病院開設等計画の概要」（以下「計画の概要」という。）に取りまとめるとする。

(2) (1)の審査を行うに当たっては、病院開設等計画書の提出があった都度、必要に応じて当該計画書の提出者から、病院開設等の目的・必要性、新設又は増床する病床数の算出の考え方、土地や建物の確保状況、医療従事者の確保の見通しなどについて聴取を行うものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、精神病床に係る病院開設等計画及び医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る病院開設等計画については、審査結果及び計画の概要の作成を要しない。

2 病院開設等計画書の送付

(1) 複数保健所設置等圏域の保健所長は、提出を受けた計画書に審査結果及び計画の概要を添付の上、病院開設等に係る事務処理要領（平成19年3月23日付け医薬第1692号。以下「病院等事務処理要領」という。）の第2の第2項で定める病院開設等計画書の提出期間経過後概ね10日以内に、当該圏域の中心的保健所の所長（以下「中心的保健所長」という。）に送付するものとする。

この場合において、中心的保健所長は、圏域全体分の計画書、審査結果及び計画の概要を取りまとめるとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、精神病床に係る病院開設等計画及び医療法第30条の4第5項から第7項までの規定による特例病床に係る病院開設等計画については、審査結果及び計画の概要の作成を要せず、これらの計画書の提出を受けた保健所長は、計画書の提出を受けた日から概ね5日以内に、当該計画書を保健福祉部長に送付するものとする。

に、当該計画書を保健福祉部長に送付するものとする。

- (3) (1)の規定にかかわらず、医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している計画については、計画書の提出を受けた保健所長は、別途定める期間内に計画書、別紙6に定める保健所長の意見書及び医師会長の意見書を保健福祉部長に送付するものとする。

なお、意見書は、地域の医療需要を踏まえた病床設置の必要性について記載するものであること。

3 病院開設等計画に係る調整・指導の取扱い

- (1) 病院等事務処理要領の第3の第2項に定める病院開設等計画に関する調整・指導（既存病床数が既に基準病床数に達しているか、又は病院開設等により基準病床数を超えることとなるときにおける計画の中止又は病床数の削減などの調整・指導をいう。以下「病床調整」という。）は、別記の「病院開設等計画に係る病床調整の考え方」を基本として、保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）がこれを行うものとする。

- (2) 病床調整の期間中に、病院又は診療所の廃止等により既存病床数の減少があつた場合においては、原則として、当該減少分についても病床調整の対象とするものとする。

- (3) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、病床調整を行うに当たつては、「病床調整連絡会議」（別紙3を参考）又はこれに類する会議等において、市町村や医療関係団体等の意見を聴取するものとする。

- (4) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、病床調整連絡会議などの意見や圏域の医療事情を総合的に勘案の上、病院開設等計画に係る病院及び診療所について、それぞれ病床調整後の病床数を決定するものとする。

- (5) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、(4)により決定した病床調整後の病床数について、別紙4により、保健福祉部長（複数保健所設置等圏域にあつては、圏域の関係する保健所長を含む。）に通知するものとする。

4 病院開設等計画書の提出者への病床調整結果の通知

- (1) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長は、(2)に掲げる文書による通知に先立って、当該計画書の提出者に対して、病床調整後の病床数につ

- (3) (1)の規定にかかわらず、医療法施行令第3条の3の規定による病床設置の届出を予定している計画については、計画書の提出を受けた保健所長は、計画書の提出を受けた日から概ね10日以内に、計画書に審査結果及び計画の概要を添付の上、保健福祉部長に送付するものとする。

3 病院開設等計画に係る調整・指導の取扱い

- (1) 病院等事務処理要領の第3の第2項に定める病院開設等計画に関する調整・指導（既存病床数が既に基準病床数に達しているか、又は病院開設等により基準病床数を超えることとなるときにおける計画の中止又は病床数の削減などの調整・指導をいう。以下「病床調整」という。）は、別記の「病院開設等計画に係る病床調整の考え方」を基本として、保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）がこれを行うものとする。

- (2) 病床調整の期間中に、病院又は診療所の廃止等により既存病床数の減少があつた場合においては、原則として、当該減少分についても病床調整の対象とするものとする。

- (3) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、病床調整を行うに当たつては、「病床調整連絡会議」（別紙3を参考）又はこれに類する会議等において、市町村や医療関係団体等の意見を聴取するものとする。

- (4) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、病床調整連絡会議などの意見や圏域の医療事情を総合的に勘案の上、病院開設等計画に係る病院及び診療所について、それぞれ病床調整後の病床数を決定するものとする。

- (5) 保健所長（複数保健所設置等圏域にあつては中心的保健所長）は、(4)により決定した病床調整後の病床数について、別紙4により、保健福祉部長（複数保健所設置等圏域にあつては、圏域の関係する保健所長を含む。）に通知するものとする。

4 病院開設等計画書の提出者への病床調整結果の通知

- (1) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長は、(2)に掲げる文書による通知に先立って、当該計画書の提出者に対して、病床調整後の病床数につ

いて連絡（病院開設等計画書の提出者の意向確認のための連絡を含む。）するものとする。

この場合において、提出者から病院開設等計画書の取り下げがあったときは、改めて病床調整を行うことも差し支えないものとする。

(2) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長は、当該計画書の提出者に対して、別紙5に準じて病床調整後の病床数及び病院開設等に係る許可申請（以下「許可申請」という。）の期限を通知するものとする。

なお、許可申請の期限は、通知の日から概ね1か月後とすることとし、提出者がこの日までに正当な理由により当該申請を行うことができなるときは、その理由及び申請時期を記載した文書の提出を求めらるものとする。

いて連絡（病院開設等計画書の提出者の意向確認のための連絡を含む。）するものとする。

この場合において、提出者から病院開設等計画書の取り下げがあったときは、改めて病床調整を行うことも差し支えないものとする。

(2) 病院開設等計画書の提出を受けた保健所長は、当該計画書の提出者に対して、別紙5に準じて病床調整後の病床数及び病院開設等に係る許可申請（以下「許可申請」という。）の期限を通知するものとする。

なお、許可申請の期限は、通知の日から概ね1か月後とすることとし、提出者がこの日までに正当な理由により当該申請を行うことができなるときは、その理由及び申請時期を記載した文書の提出を求めらるものとする。